

秩 議 号

平成 26 年 9 月 16 日

全国 B 型肝炎訴訟北海道原告団・全国 B 型肝炎訴訟北海道弁護団

薬害 C 型肝炎訴訟北海道原告団・薬害 C 型肝炎訴訟北海道弁護団

北海道合同法律事務所 弁護士 中 島 哲 様

秩父別町議会議長 柴 田 壱



意見書の採択結果について

貴職から提出のありました下記の事件につきましては、平成 26 年第 3 回秩父別町議会定例会で採択となり意見書をもって関係機関に要請いたしましたのでお知らせいたします。

記

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数存在するところであり、特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がなされないとといった実態が報告されるなど、現行制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時において、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたところであるが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、具体的措置が講じられていない状況にある。

よって、国においては、肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっています、医療費助成を含む生活充実の実現は、一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、次の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る肝炎医療に対し、医療費助成制度を創設すること。
- 2 ウイルス性肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長 各通

秩父別町議会議長 柴 田 壱 隆